

請負業者に対する交付材料の亡失き損に伴う調定について

(制定 昭和 44 年 7 月 17 日課長決)

- 1 賠償金額の算式
当該物品の帳簿価格 × (1 + 0.2)
- 2 施行期日
昭和 44 年 7 月 1 日